

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

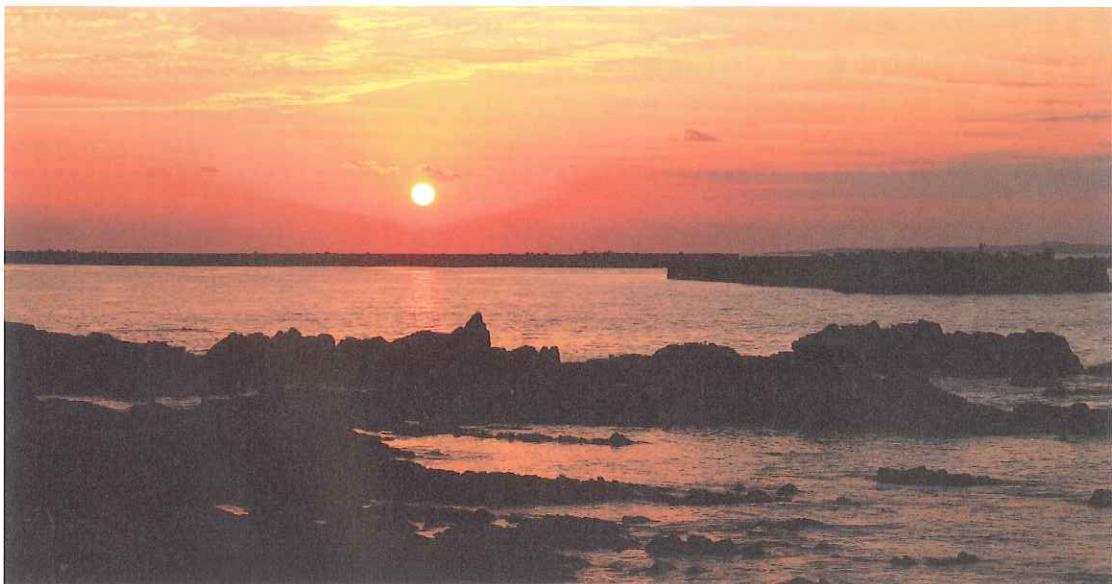
発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話番号099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年)

October

10月号

## 鹿児島県最低賃金の改正を答申



種子島の夕日【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金の改正を答申	2
10月は年次有給休暇取得促進期間です	2
ストレスチェック制度の導入について	3
労働契約法 無期転換ルール及びその特例について(その2)	4
「あっせん」(個別労働紛争)とは?	5~6
女性の職場における活躍を推進する	
「女性活躍推進法」が成立しました!	6
災害に学ぶ ~うま足場からの墜落・転落災害~	7
高齢者雇用の推進について	8
平成27年業種別死傷災害発生状況(8月末)	8
安全・確実な退職金設定なら中退共制度へ	9

### さくらじま

就活、婚活、妊娠活、保活、終活など、近頃、「○活」という言葉を耳にすることが多くなった。女芸人の出産で話題になった「妊娠活」までは何とか理解できるが、その他は…? 怪しい。学校を卒業して就職、数年後には、結婚、出産、子育てに追われ、いずれは老いて死を迎えるという人生の一連の流れは誰でも経験することで、取り立てて「○活」と呼ぶこともないと思うのだが。90年代後半以降、就職や結婚、子育ても環境が厳しくなり、自ら進んで計画を立て、それ相応の努力や投資をしなければ簡単には手に入らない時代になってきたということだろうか。

### 介護事業者の皆さんへ

～就労環境の整備をお手伝いします～	10~11
平成27年度	
第2回ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内	12~13
平成27年度腰痛予防対策講習会のご案内	14
平成27年度鹿児島地区出張特別試験の結果について	14
平成27年度	
安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の募集のお知らせ	15
薩摩川内市地区でのガス溶接技能講習開催のお知らせ	15
平成27年11月の講習開催のご案内	16

政府は、この夏、働き方改革の一環として「ゆう活」を始めた。日照時間が長い夏に、朝早い時間に仕事を始め、早めに仕事を終えて、夕方を有効に活用し生活を豊かにしようという新たな取組みである。私の職場でも7、8月に10日間の「ゆう活」を命ぜられ、1時間の早出を始めたが、実際やり始めると意外と快適である。満員電車に揺られることもなく、暑い時間帯を避けて職場に着き、ひとり静かに仕事ができる。そして、1時間早めに職場を出て天文館周辺を散策しながら帰るのも新鮮であった。しかし、これを続けるには、業務簡素化や職場の体制づくりが必要で、「○活」とはそれなりの努力がいると感じた次第である。

# 鹿児島県最低賃金 時間額694円で決定（10月8日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（田畠恒春会長）は、8月12日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額678円から16円引き上げ、694円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、去る7月9日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受けてのものであり、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論になります。

その後、答申を受けて、異議申し出の公示の手続きを行い、再度、8月28日に異議申し出の審議を行った結果、「8月12日付け答申のとおり決定する」との結論に達し、9月8日の官報公示を経て、10月8日から発効することになりました。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額での支払いが必要となりますので、適切な対応をお願いします。

## 10月は年次有給休暇取得促進期間です

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では10月を年次有給休暇取得促進月間として定め、年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進や働き方・休み方を変える第一歩として「プラスワン休暇」の周知広報を行っています。

**働き方を変えよう。  
休み方を変えよう。  
生きがいを楽しもう。**

**+1**

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に。

**効率的に働いて、しっかり休める  
職場づくりに取り組みましょう。**

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

**+1**

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい環境づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認とともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています（平成25年）。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。◎経済産業省

1.導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

2.日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 5日

15日

5日

※年次有給休暇の付与日数が10日未満の場合は、年次有給休暇の付与日数を10日と算定する

※年次有給休暇の付与日数が20日以上の場合は、年次有給休暇の付与日数を20日と算定する

◎年次有給休暇が10日未満の場合は、年次有給休暇の付与日数を10日と算定する

◎年次有給休暇が20日以上の場合は、年次有給休暇の付与日数を20日と算定する

**10月は年次有給休暇  
取得促進期間です。**

# ストレスチェック制度の導入について

鹿児島労働局健康安全課

## 1 ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

労働者を使用する事業場が対象となります。今年の12月1日より義務付けられることとなり、労働者数50人未満の事業場においては当分の間努力義務となることが、労働安全衛生法の改正により、定められました。

## 2 何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言してもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

## 3 いつまでに何をやればいいのでしょうか？

今年の12月1日から来年の11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。

また、ストレスチェックを実施したら、所定の様式での結果を労働基準監督署に報告する必要があります。

### (1) 導入前の準備

まず、事業場としての方針を示しましょう。そして、事業場の衛生委員会で、誰に実施させるのか、いつ実施するのか、質問票はどれにするのか、どのような方法でストレスの高い人を選ぶのか、面接指導の申出は誰にすれば良いのか等を話し合いましょう。決まったことは明文化して全ての労働者にその内容を周知しましょう。

そして、実施体制・役割分担を決めましょう。

### (2) ストレスチェックの実施

①ストレスの原因に関する質問項目、②ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目、③労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目の3項目が含まれている質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

記入が終わった質問票は、医師などの実施者（以下「実施者」といいます。）が回収しましょう。

回収した質問票をもとに、実施者がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選びます。

結果は、実施者から直接本人に通知されます。

### (3) 面接指導の実施と就業上の措置

ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施しましょう。

面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施しましょう。

### (4) 職場分析と職場環境の改善（努力義務）

ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を提供してもらいましょう。

集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行いましょう。

## 4 何に気をつけばいいのでしょうか？

事業者が、ストレスチェックに関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。

また、ストレスチェックを受ける、受けないなどの対応や面接指導の結果を理由として、事業者が不利益取扱いをすることは禁じられております。



# 労働契約法無期転換ルール及びその特例について その2

鹿児島労働局監督課

先月号で労働契約法の無期転換ルール及び有期特措法による継続雇用の高齢者にかかる特例についてお知らせいたしましたが、今回は認定にかかる具体的な手続きと行うべき措置についてお知らせします。

## 1 申請書の提出から計画の認定まで

- ・特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。

有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。継続雇用の高齢者については、一事業主につき複数の申請をする必要はありません。

- ・申請は、本社・本店管轄の都道府県労働局まで

雇用管理措置の計画の申請は、本社・本店を管轄する都道府県労働局（労働基準部監督課）に提出してください（事業場ごとに作成する必要はなく、本社・本店で作成してください）。また、本社・本店を管轄する労働基準監督署を経由して提出することもできます。

- ・申請に当たっては、原本と写しの合計2部を提出してください

作成した雇用管理措置の計画の申請書と添付書類は、それぞれ原本と写しの合計2部を提出してください（写しは認定通知書等の交付時にお返しします）。

## 2 継続雇用の高齢者にかかる申請を行う場合の措置等

- ・行うべき措置の内容等

高齢者雇用安定法に規定する高齢者雇用確保措置のいずれかを講じるとともに、「高齢者雇用推進者の選任」「職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等」「作業施設、方法の改善」「健康管理、安全衛生の配慮」「職域の拡大」「知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進」「賃金体系の見直し」「勤務時間制度の弾力化」のいずれかの措置を実施することが必要です。

- ・申請書に添付する資料等

- ① 就業規則その他の書類であって、高齢者労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするもの。具体的には、就業規則や個別の労働契約書のひな形などの添付が必要です。
- ② 就業規則その他の書類であって、高齢者雇用確保措置を現に講じていることを明らかにするもの。具体的には、就業規則や高齢者雇用状況報告書（写）などの添付が必要です。

## 3 円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

- ・無期転換ルールへの対応に向けた3つのステップ

Step1 現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

Step2 有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

Step3 無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

>厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。

詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

[円滑な無期転換](#)

[検索](#)

>労働契約法についてはこちらをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html)

# 「あっせん」（個別労働紛争）とは？

鹿児島労働局企画室

**Q 「あっせん」の開始通知が届きましたが、対応しなければなりませんか。**

**A** 現代においては、個々の労働者と事業主の間の紛争が多く発生しています。その中の民事上の紛争（以下「紛争」とします。）については、昨年度だけでも、鹿児島労働局等へ3,730件もの相談が寄せられています。

紛争の最終的な解決手段としては、裁判制度がありますが、長い時間と費用がかかってしまうことが多いのが実情です。

労働局には、紛争の当事者による円満・迅速な解決の援助サービスの1つとして、「あっせん」の制度があります。あっせんの申請は、労働者、事業主いずれの立場の方もできます。

あっせんの申請が行われ、手続きが始まると、相手方（被申請人）に開始通知が届きますが、特に、初めて通知を受けた方の中には、労働局が申請人の申立に基づいて、こちらに対して調査や行政指導をするのではないかと誤解されるケースもあります。

しかし、あっせん制度の対象は、民事上の紛争であり、行政機関は民事紛争には不介入ですので、労働基準監督署が行う労働基準法違反等に係る法的な権限に基づく調査や指導等の業務とは全く異なり、あっせん制度では、労働局がそのような業務を行うことはありません。

あっせん制度では、労働局は両当事者に対して中立の立場ですので、一方の当事者を支援したり、その主張を支持するということではなく、両当事者の話し合いによる紛争の解決を図るための援助を行います。援助の制度ですので、被申請人は対応することを義務付けられることはなく、あっせんの開始通知を受けても、あっせん制度に参加するかどうかは、自由に決めることができます。

そこで、実際にあっせんの開始通知が届いた場合には、あっせん手続きには参加しないで、今後、申請人が提訴した時には受けて立つというはどうかという考えを持たれる方も多いかと思いますので、あっせんの実際の運用面での裁判との違いや参考となる点について御説明します。

あっせんを行うのは、鹿児島労働局の職員ではなく、法律の専門家等であるあっせん委員です。現在は、鹿児島県弁護士会からの推薦をいただいた6名の弁護士が就任されており、中立、公正の立場から紛争の解決に尽力されています。鹿児島労働局の職員は事務局として、あっせん委員の事務的な補助等を行っています。

被申請人があっせん手続きへの参加を決めた場合は、両当事者には、あっせんを行う日のほぼ同じ時間帯に、開催場所へお出でいただることになります。

そして、あっせん委員が双方の歩み寄りによる合意解決に向けてのあっせんを行い、合意に至ることができれば、合意文書を作成することとなります。

ただし、あっせん委員は申請人と被申請人から別々に話を聴きるので、双方の一一致した希望がない限り、当事者同士が顔を合わせることはできません。したがって、当事者同士が会えば、感情的な面等で解決が難しくなったり、精神的な負担が大きくなる紛争もありますが、あっせんでは、その心配はありません。

また、あっせん委員は、双方の主張の対立点について、裁判所のように事実認定や証拠調べ等をすることはありません。

したがって、自らに立証責任がある点について、証拠の収集や提出をどうするかという裁判での問題点は、あっせんにはありません。証拠の有無に関係なく、思うところを主張できますし、主張の際に、あっせん委員に見て欲しい資料等があれば、自らの判断で御用意いただくことになります。場合によっては、持っている資料等に関し、あっせん委員からお尋ねすることもあり得ますが、どう対応するかは自由であり、提示しなくとも、立証責任を果たせずに不利になるということは全くありません。

裁判では「争う」、「勝訴」、「敗訴」という言葉が使われ、いわゆる白黒がつくことがあります。

すなわち、相手方の主張を認める判決が出れば、相手方は「勝った」と認識し、その旨を第三者に話すケースも考えられます。

しかし、あっせんでは、紛争解決のために合意できた内容は、民法上の和解契約の効力を持つことになり、合意できなかったとしても、打切りとして、手続きが終了となるだけですので、いずれにしても、勝ち負けの問題になりません。打切りになったとしても、当事者双方とも法的な責任等を負うことはありません。

また、裁判では、「損害賠償」や「慰謝料」の支払いという命じられた側に何らかの責任等があったことを認めた内容の判決が出る場合があります。

これに対して、あっせんの結果、紛争解決に当たって、一方の当事者が金銭を支払う内容での合意に至った場合でも、その金銭の名目をどうするかは両当事者の合意で決まります。実際のところ、合意文書に記載される金銭

の名目としては、支払う側に非があることを意味しない「解決金」が最も多いです。

裁判では、公判のことを考慮する必要がある場合もあります。例えば、知人が提供してくれた重要な情報や資料等があるものの、それが公になつたり、相手方に対して明らかになると、その提供者に迷惑がかかる心配がある場合等です。状況によっては、証人の依頼という問題も生じるおそれがあります。

これに対して、あっせんは非公開ですので、あっせん委員だけに聴いて欲しい内容は、その意向を申し出て述べることもできます。その場合は、その内容が公にならないことはもとより、相手方にも伝わるということはありません。

さらに、あっせんでは、取り交わす合意文書に、両当事者が当該紛争についての口外禁止を約束するということを盛り込むケースも多くあります。

以下、その他の特徴を簡単に御説明します。

あっせんは、裁判に比べて、迅速な手続きが可能で、原則として開催は1日で、主張の内容等により長短はあります、概ね2時間余りの所要時間です。

あっせん申請書は、裁判手続きにおいて求められる書類に比べて、非常に簡易な様式です。裁判では、弁護士や司法書士といった専門家でなければ、適正に作成する

ことが困難な書類もありますが、あっせんでは、そのような専門家ではない申請人が自ら申請書を作成されるケースがほとんどです。

裁判と異なり、あっせん制度には手数料等、国に納める費用はありません（書類の郵送料やあっせん開催場所への交通費等の必要経費は御負担いただきます）。

あっせんに出席するのは、労働者や事業所の代表者本人でなければならないということもなく、あっせん委員の許可があれば代理人を選任したり、補佐人を伴って出席することもできます。

終わりに、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第2条で、「個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。」と定められています。

あっせんは、当事者の一方の意向次第で手続きが終了となったり、主張の溝が埋まらず、合意に至らなければ結論を得ることができないという任意性・不確実性がありますが、中立の立場の法律家が間に入った話し合いが無料ででき、結果的に合意に至らなくても、当事者双方に法的な責任等はない制度ですので、紛争の発生時やあっせんの開始通知が届いた際には、解決の方策の一つとして御検討ください。

## 女性の職場における活躍を推進する「女性活躍推進法」が成立しました！

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、「女性活躍推進法」が成立し、平成28年4月1日より施行されます。

301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届け出、③情報公表などを行うことが法により義務づけられています。

労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務とされています。

厚生労働省ホームページ内に特集ページが開設されていますので、法律の施行に向けてご準備ください。  
(厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために > 女性活躍推進法特集ページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※省令・指針等確定後、鹿児島労働局では説明会、相談会の開催を予定しています。

### 【問い合わせ先】

鹿児島労働局雇用均等室 ☎ 099-222-8446

## 「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムが開催されます。

日 時：平成27年10月5日（月）13:00～16:30 場 所：鹿児島県市町村自治会館

基調講演「カルビーのダイバーシティ推進はやめられない、とまらない」他

\*詳細は、「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラム事務局へ（TEL099-223-7500）

## 災害に学ぶ

### 「うま足場からの墜落・転落災害」

鹿児島労働局健康安全課

#### 1 はじめに

建設現場でよく見かけるうま足場は、設置が簡単であるため現場内の高所作業時によく使用されています。反面、墜落防止対策を怠ったり使い方によっては、重大な労働災害を引き起こす危険性があります。

今回は、うま足場からの墜落災害の事例をご紹介します。

#### 2 災害の概要

この災害は、マンション室内でうま足場を利用した壁板の取り付け工事中に発生した墜落災害です。現場は10階建てマンションの新築工事現場で、建物本体の工事は終了しており、後は内装工事等を残すのみの状態でした。

内装工事は複数の会社が行っており、作業員Aが所属する会社は、労働者4名で建物の6階と7階の室内壁板や天井材の取付けを行う内部造作工事をしていました。

災害当日、作業員Aは作業員Bと一緒に7階にある室内的リビングルームの壁板の取付けと一部天井の下組み作業を行っていました。

リビングルーム西側は全面ガラス張りでしたが、マンション外部に工事のため設置されたロングスパン工事用エレベーターから室内へ、荷物を搬入するため右上部のガラス1枚（ガラスは上下2段で横に3枚並んで設置）が外されていました。

壁面への壁板取付け作業を終え、窓際の天井部分（高さ3.5m）の下地組作業を行うため、うまを2台設置し、アルミ製で伸縮可能な足場板をこの2台のうまの間に渡し、窓と平行になるように設置して作業を行っていました。うま足場は、窓際に

段差があったため約40cmほど窓から離し、足場板の床面からの高さは約1.5m、手すり等は設置されず、安全帯を使用するための親綱等の取付け設備も設けられていませんでした。

作業員Aが足場上で天井材の取付け作業を開始したところ、バランスを崩しガラスの入っていない窓枠から屋外へ約20m墜落し地面に激突、被災したものです。

#### 3 災害の原因

うま足場上での作業において、7階から窓の外

へと墜落するおそれがあったにもかかわらず、手すりや囲い等による墜落防止対策が講じられておらず、また安全帯も使用させていなかったこと。

うま足場の設置位置が施工箇所から離れていたため、無理な姿勢で作業を行ったことと、ガラスの入っていない窓枠をコンパネ等で塞いでいなかったこと。

#### 4 災害防止対策

墜落防止のための、手すりや囲い等の設備を設置すること。手すり等の設置が困難な場合は、安全帯取付け設備を設けて安全帯を使用させること。

材料搬入が終了次第、速やかに開口部を塞ぐ措置を講じること。

うま足場で作業を行う場合には、施工箇所に併せて、無理のない姿勢で作業ができるよう、位置を調整しながら作業を行うこと。

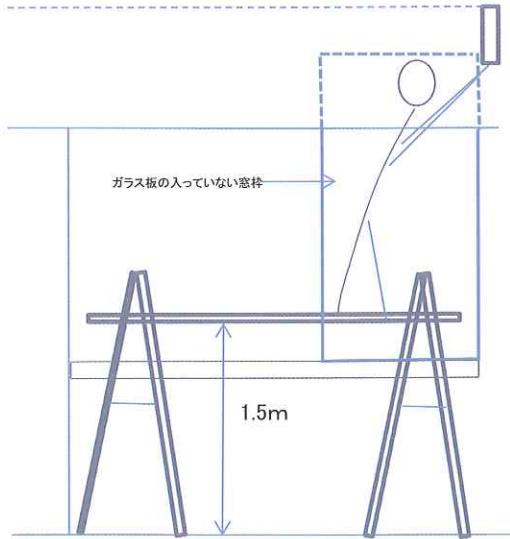
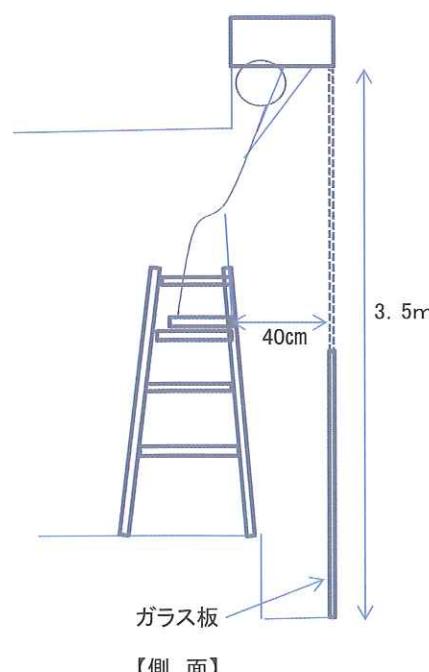
作業者に対し、安全衛生教育を実施し、適切な作業方法や安全意識の向上に努めること。

#### 5 終わりに

今回の災害は、うま足場の使用にあたり墜落防止措置を講じていなかったことと、窓ガラスを外し墜落の危険性がある場所でうま足場を使用したことによる災害です。

平成27年7月1日から施行された改正労働安全衛生規則では、足場からの墜落転落災害を防止するため、うま足場を含む足場の組み立て等の作業に特別教育が必要となりました。

うま足場を使用する作業については、作業場所の周囲の状況を良く確認し、設置場所や作業方法を事前に検討し、足場の組立て等の作業は特別教育を受けた者が行うようお願いします。



## 高齢者雇用の推進について

鹿児島労働局職業対策課

少子高齢化が急速に進行する中、平成25年度から老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに対応し、働く意欲のある高齢者を活用して労働力として確保するため、希望者全員の65歳までの雇用確保を目的に高齢者雇用安定法が改正され、平成25年4月から施行されています。

高齢者雇用安定法では、法定定年年齢を60歳以上としつつ、65歳までの雇用確保措置として、①定年年齢の65歳への引き上げ、②60歳以上の定年後、65歳までの継続雇用制度の導入、③定年制度の廃止のいずれかの措置の実施を事業主に義務付けています。

平成26年6月1日時点における65歳までの雇用確保措置を実施している鹿児島県内の企業の割合は97.7%となっています。従業員を一人でも雇用する事業主の皆様で上記の①～③の雇用確保措置を未実施の企業は、早急に制度を導入し、その内容を定めた就業規則等の改訂をお願いいたします。

また、高齢者の雇用を推進するため、定年退職後等に、臨時的かつ短期的就業（概ね月に10日以内）又は軽易な就業（概ね週に20時間以内）を希望する高齢者に対し、地域で働く場や社会を支える活動の場を提供することを目的に、シルバー人材センターが県内34か所に設置されています。

概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高齢者を会員とし、家庭、事業所、官公庁等の発注者からの地域に密着した就業機会を提供し、請負や、労働者派遣の事業を行っています。

鹿児島県内のシルバー人材センターには豊かな知識・技能・経験を持つ会員が12,000人登録しています。「こんな仕事頼めるかしら？」そういうときはお気軽に最寄りのシルバー人材センターにお問い合わせください。

## 労働者派遣には行ってはならない業務があります！

鹿児島労働局 職業安定課 需給調整事業室

労働者派遣は、すべての業務に許されているわけではありません。

①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④病院等における医療関係業務が、原則禁止業務です。

これらの禁止業務に労働者派遣を行うことも、受け入れることもできません。（但し、紹介予定派遣や産前産後休業の場合等、一部労働者派遣を行うことが可能な取扱いがあります。）

詳しくは、鹿児島労働局 職業安定課 需給調整事業室へご相談ください。

電話 099-219-8711

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成27年7月】

県内有効求人倍率 0.86倍（全国45位）  
全国有効求人倍率 1.21倍

※7月の有効求人数は、前年同月に比べて10.3%の増と、11カ月連続の増加となりましたが、うち、正社員求人の割合は、38.5%にとどまっています。

## 平成27年 業種別死傷災害発生状況（8月末）

	鹿児島労働局					
	平成27年		平成26年		増減数	
	死者数	亡者数	死者数	亡者数	死者数	亡者数
全産業	951	11	942	16	9	-5
1 製造業	164	2	195	3	-31	-1
1 食料品製造業	102	1	119	1	-17	
4 木材・木製品製造業	4		13		-9	
9 窯業土石製品製造業	10		8		2	
11～12 金属製品製造業	9	1	13		-4	1
13～15 機械機具製造業	12		15		-3	
上記以外の製造業	27		27	2		-2
2 紙業		3			-3	
3 建設業	161	5	141	4	20	1
1 土木工事業	54	3	48	1	6	2
2 建築工事業	87	1	83	3	4	-2
3 その他の建設業	20	1	10		10	1
4 運輸交通業	117	1	125	3	-8	-2
1 鉄道・航空機業	5		2		3	
2 道路旅客運送業	6		13	1	-7	-1
3 道路貨物運送業	106	1	110	2	-4	-1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	13		7	1	6	-1
1 陸上貨物取扱業	4		3	1	1	-1
2 港湾運送業	9		4		5	
6 農林業	45	1	46	1	-1	
1 農業	20		20	1		-1
2 林業	25	1	26		-1	1
7 畜産・水産業	54	1	46		8	1
8 商業	126	1	150	1	-24	
1 鉄売業	14		23		-9	
2 小売業	96	1	114	1	-18	
3 理容美容業	3				3	
4 その他の商業	13		13			
9 金融・広告業	7		4		3	
11 通信業	3		7		-4	
12 教育・研究業	9		9			
13 保健衛生業	122		101		21	
1 医療保健業	36		43		-7	
2 社会福祉施設	81		53		28	
3 その他の保健衛生業	5		5			
14 接客娯楽業	59		66	3	-7	-3
1 旅館業	15		19	1	-4	-1
2 飲食店	26		32	2	-6	-2
3 その他の接客娯楽業	18		15		3	
上記以外の事業	71		42		29	
10 映画・演劇業						
15 清掃・看護業	42		26		16	
16 官公署						
17 その他の事業	29		16		13	
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	110	1	113	2	-3	-1
第三次産業（8～17）	397	1	379	1	18	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

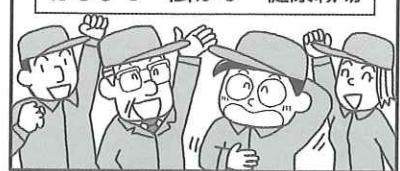
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

## 安全くじ

全国労働衛生週間

「イラストレーター：ミヤヒデタカ」

職場発！心と体の健康チェック  
はじまる 広がる 健康職場

# 安全・確実な退職金設定なら中退共制度へ

鹿児島労働局賃金室

## 中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」といいます。）のしくみ

中退共は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。

- 1 事業主が中退共と「退職金共済契約」を結びます。  
後日、従業員ごとの共済手帳が送付されます。
- 2 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- 3 従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて、中退共から退職金が直接支払われます。

## 中退共制度にはこんな魅力があります。

### 掛金の一部を国が助成します。

#### 1 新規加入助成

中退共制度に新しく加入する事業主に、掛金月額の1／2（上限5000円）を従業員ごとに加入後4か月目から1年間助成します。

#### 2 掛金月額増額助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に対して、増額分の1／3を増額した月から1年間助成します。

### パートタイマー等の短時間労働者にも助成します。

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用されている通常の労働者に比べ短く、かつ30時間未満である従業員をいいます。

短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1／2の額に、それぞれ300円・400円・500円が上乗せして助成されます。

### 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

### 簡単な管理

掛金は口座振替で手間がかかりません。

また、従業員ごとの納付状況、退職金試算額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

### 通算制度でまとまった退職金

加入前の勤務期間（過去勤務期間）の通算制度、転職した場合の通算制度があります。

## 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。

また、退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いを受け取ることもできます。

鹿児島県では、平成27年6月末日現在で、6,767事業所、43,734人の方が加入されております。

中退共への加入を検討される方は、この機会に、是非加入の検討をされるようお願いします。

## お問い合わせ先（中退共）

独立行政法人

労働者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1丁目24-1

TEL 03-6907-1234

# 中退共制度

中退共制度は中小企業に向けた国の退職金制度です。



中退共  
CHU-TAI-KYO  
独立行政法人労働者退職金共済機構  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211 中小企業退職金共済事業本部

平成27年度 厚生労働省委託事業

# 就労環境を整備・改善して 働きやすく、やりがいを感じられる 職場づくりをお手伝いします。

最近参入したあるいは以前から運営していたが、労務管理に少々不安を感じている

## 介護事業者の皆さん！

介護職員を探る・育てる・定着してもらうにはどうします??

労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな??

介護職員の年休や育児・介護ニーズにどうやって応える!?

「今期もまた一人、腰痛で辞めた」を無くしたい!!

メンタル不調・セクハラ・パワハラを、是非、無くしたい!!

こうすれば、夜勤やシフトが上手く回る!?

行政は何をどう支援してくれる??

就労環境の整備を次のようにしてお手伝いします。

1

セミナーで解説して支援

難しい法律用語も平易に判り易く解説。

2

個別に訪問して支援

専門家が現場を巡回した上、助言します。



この「介護事業場就労環境整備事業」は、厚生労働省から受託して企画運営しています。

National Federation of Labor Standards Associations

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL : 03-5283-1030(代) FAX : 03-5283-1032 <http://www.zenkiren.com/>

全基連

検索

全基連 鹿児島県支部では、この厚生労働省からの委託を受けて

「基礎から学ぶ労務管理セミナー」の開催

介護事業場を直接訪問して行う支援（助言・アドバイスなど）

を実施（介護事業場就労環境整備事業）いたします。

費用は無料です。セミナーに使用するテキスト・資料等も無料進呈します。

☆ 利用される介護事業場を募集しています。

(公社) 全国労働基準関係団体連合会  
鹿児島県支部

[利用申込書]

この用紙でFAX（099-226-3622）してください。

- ※ 定員（30名）になり次第締め切ります。
- ※ 詳細な内容等をご希望の場合は連絡先の電話、担当者名をご記入ください。後日、当方より電話連絡いたします。

【該当する□に✓を記入してください】

「基礎から学ぶ労務管理セミナー」に参加します

日時：平成27年11月10日（火）午後2時～午後4時

場所：ホテルタイセイアネックス2号館3階Cホール（鹿児島市中央町4-32）

（TEL 099-257-1273 鹿児島中央駅から徒歩3分 無料Pあり [裏側]）

個別訪問支援を希望します

\*訪問日時等の詳細については後日ご連絡、ご相談のうえ決定します。

事業所名			TEL
介護事業の種類 (特養、老健、居宅介護支援など)			
出席者名			
連絡先	TEL	担当者名	

\*問い合わせ先 TEL 099-226-7427 鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部 追田

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

### 平成27年度第2回（危険予知訓練）

# ゼロ災運動KYTトレーナー研修会

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

## 基礎2日間コース 鹿児島会場のご案内

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、42年間全く変わらない原点です。いくら良いシステム、仕組みも、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4S、といった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

**【日 程】** 平成27年12月3日（木）～4日（金） 2日間 定員 78名

**【時 間】** 午前9時から午後5時まで（受付開始8時30分～）

**【会 場】** ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元町14-3 TEL 099-254-3788）

※会場には専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

主な公共交通機関は、JR「南かごしま駅」、市電「南鹿児島駅前」より、徒歩約5分位です。

**【内 容】** 危険予知訓練活用技法（実技） 参加者をチーム別に編成して討議します

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

### 平成27年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の参加費を割引料金で受講できる制度があります。

①労災保険適用事業場 ②常時使用する労働者数が300人未満であること。

③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要）割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。

※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求めることがあります。

### 【参加要領】

#### ●参加費

区分	正規料金	割引料金（注2）	備考
会員（注1）	22,630円	13,580円	参加費は1名分で資料代、昼食代、消費税を含みます。
一般（非会員）	24,690円	14,810円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

（注2）割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

●申込締切日：10月30日（金）まで（期限までに定員になりました場合には締切れます）

●修了証：閉会時に修了証をお渡します。

#### ●申込方法

① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。  
参加証は、開催日10日前頃送付いたします。

② 参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。  
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。

取引銀行 鹿児島銀行 本店

口座番号 当座預金 8526

口座名 （公社）鹿児島県労働基準協会

※ 振込手数料はご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方のご参加をお願い致します。

# 申し込み・問合せ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

**FAX 099-226-3622**

## ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書

(鹿児島会場)

参加希望回	第2回 平成27年12月3日・4日			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
ふりがな				業種	
事業場名				会員について	
所在地	〒( - - )			<input type="checkbox"/> 非会員(一般) <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員	
連絡担当者	姓 氏名	所属 電話		役職 FAX	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。※No.	
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。※No.	
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
参加料は 月 日 1. 銀行振込※振込手数料はご負担をお願いします。 ¥ 円 2. 現金書留で送金			通信欄	※受付	※参加証

注) 受付・参加証・Noには記入しないで下さい。

### ※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する 

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」写し※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。(受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。)提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、右の□内にチェックマーク(√)をご記入下さい。

同意しない

当協会では、鹿児島県内の労働災害防止に向けた取組として、中災防と連携し腰痛予防対策の講習会を下記のとおり11月18日（水）、鹿児島市で開催することに致しました。  
腰痛予防対策のための絶好の機会ですので、是非受講下さいますようご案内致します。  
奮っての参加をお待ちしております。

(公社)鹿児島県労働基準協会

## 腰痛予防対策講習会のご案内 厚生労働省委託事業

中央労働災害防止協会

病院・診療所、看護従事者様  
社会福祉施設の介護従事者様

第三次産業における労働災害が増えています。特に腰痛は第三次産業における職業性疾病の6割を占め、今後も高齢化の進展に伴う社会的役割の拡大が見込まれる看護・介護の現場でもその予防対策が重要な課題となっています。

中央労働災害防止協会では、平成25年6月に改正された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省から委託を受け、保健衛生業を対象とした全国で無料の講習会を実施します。

期日 平成27年11月18日（水）

## ■病院・診療所看護従事者向けコース

9：15～受付開始 9：45 開講 12：15 終了

## ■社会福祉施設介護従事者向けコース

13：15～受付開始 13：45 開講 16：15 終了

場所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 50名程度※ 各コースとも先着順です。定員になり次第締切とさせていただきます。

参加費 無料

内容 ①腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり  
②スライディングシート等の福祉用具の使用方

法、腰痛を起こしにくい作業動作

③作業空間、床面等の作業環境の改善

④腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用

⑤腰部の負担が特に大きくなる作業別のポイント（動画あり）

⑥実技（作業姿勢、腰痛予防体操）

お問い合わせ 中央労働災害防止協会 健康快適推進部  
企画管理課 TEL 03-3452-2517申込み詳細 中災防のホームページをご覧下さい。申込書の取り寄せ、オンライン申し込みも可能です。  
「中災防（ちゅうさいぼう）+腰痛予防対策講習会」で検索

## 労働安全衛生法に基づく 平成27年度鹿児島地区出張特別試験 合格発表

## 【平成27年度鹿児島地区出張特別試験】

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率
第一種衛生管理者	315	163	51.7%
第二種衛生管理者	207	109	52.7%
★クレーン・デリック運転士[クレーン限定]	44	23	52.3%
★移動式クレーン運転士	20	10	50.0%
★揚貨装置運転士	8	3	37.5%
潜水士	111	97	87.4%
一級ボイラーティ	41	21	51.2%
二級ボイラーティ	257	128	49.8%
ボイラーコア	30	18	60.0%
合計	1,033	572	55.4%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターは、平成27年8月29日、鹿児島国際大学（鹿児島市）で実施した平成27年度鹿児島地区出張特別試験に昨年より15人多い1,033人が受験し、572人が合格したと発表した。

合格率が高かった試験科目は、潜水士の87.4%であった。

また、労働者数50人以上の事業場で選任を必要とする衛生管理者は、第一種、第二種合わせて522人が受験し、272人が合格した。全体の合格率は、昨年の50.8%を上回る52.1%であった。

### 二級ボイラーティに高校生が合格

同試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されているが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、毎年8月に鹿児島市で実施している。



試験に望む受験生

# 平成27年度 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の募集のお知らせ

(公社) 鹿児島県労働基準協会

会員事業場（製造業等）の皆さまへ

国（厚生労働省）は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰を実施することを予定しています。

当協会では、顕彰要領に基づき優良な職長等の方を推薦したいと考えておりますので、推薦をお待ち致します。

推薦予定者数 1～2名
-------------

推薦期間 平成27年10月1日（木）～平成27年10月16日（金）
-----------------------------------

問合せ先 最寄りの支部又は本部（099-226-3621）へお問い合わせ下さい。
--

## 〈支部連絡先〉

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	◇加世田支部	電話 0993-58-2183
◇川内支部	電話 0996-25-1377	◇志布志支部	電話 099-472-4877
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	◇大島支部	電話 0997-53-5487
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	◇種子島支部	電話 0997-22-2736

## 製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領（抜粋）

### 1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

### 2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

### 3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当していた現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上の災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

## 薩摩川内市地区でのガス溶接技能講習開催のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	備考
ガス溶接技能講習	11月10日(火) 11月11日(水)	10月13日(火) 10月16日(金)	会員事業所 9,004円 一般 9,504円	①問合せ先 当協会川内支部 TEL・FAX 0996-25-1377
口座振込みは、下記によりお願い致します。 また、振込手数料は申込者がご負担ください。 銀行名 南日本銀行川内支店 口座番号 普通預金 113018 口座名 公益社団法人鹿児島県労働基準協会川内支部 支部長 野村 泰徳				②実施会場 川内職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ川内) 薩摩川内市高城町2526 受付期間内でも、定員(40名)になり次第 締め切らせていただきます。

## 鹿児島市地区でのガス溶接技能講習開催のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	備考
ガス溶接技能講習	11月28日(土) 11月29日(日)	10月13日(火) 10月16日(金)	会員 9,004円 一般 9,504円	①問い合わせ先 当協会鹿児島支部 TEL・FAX 099-226-7427 ②実施会場 学科28日(土) 鹿児島県婦人会館 実技29日(日) 鹿児島工業高等学校 受付期間内でも定員(60名)になり次第締め切らせて頂きます。 振込につきましては下記にお願い致します。 また、振込手数料は申込者でご負担ください。 銀行名:鹿児島銀行 本店 口座番号:普通預金 798407 口座名:(公社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部

## 平成27年11月 講習開催のご案内

## 講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地:鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/9~11/13 【科目免除者】 11/9~11/10	10/13~10/16	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャブリーラー車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	11/9~11/11	10/13~10/16	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	11/11~11/13	10/13~10/16	会員 18,440円 一般 19,440円	
玉掛け	11/16~11/18	10/19~10/23	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/16~11/20 【科目免除者】 11/16~11/17	10/19~10/23	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
鉛作業主任者	11/19~11/20	10/19~10/23	会員 12,608円 一般 13,608円	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	11/24~11/25	10/26~10/30	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	11/26~11/27	10/26~10/30	会員 12,824円 一般 13,824円	
車両系建設機械運転 (解体用)	12/1	11/2~11/6	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	11/30~12/2	11/2~11/6	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
石綿作業主任者	12/3~12/4	11/2~11/6	会員 12,716円 一般 13,716円	
クレーン運転	11/4~11/5	10/5~10/9	会員 16,770円 一般 20,010円	
ローラー運転	11/4~11/5	10/5~10/9	会員 16,820円 一般 20,060円	
アーケ溶接等	11/24~11/26	10/26~10/30	会員 18,360円 一般 21,600円	
衛生推進者	12/4	11/2~11/6	会員 8,032円 一般 8,532円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成金制度の一部が改正しました。10月1日以降に開始する講習は事前に計画届が必要です。  
 詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。